

学 則 (抜粋)

- 1 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 学年を次の3学期に分ける。
 - 第1学期 4月1日から8月31日まで
 - 第2学期 9月1日から12月31日まで
 - 第3学期 1月1日から3月31日まで
- 3 休業日(授業を行わない日)は次のとおりとする。ただし、必要ある場合は変更することができる。
 - ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ② 土・日曜日
 - ③ 創立記念日(5月17日)
 - ④ 創立者祭の日(10月30日)
 - ⑤ 夏季休業日(7月21日から8月31日まで)
 - ⑥ 冬季休業日(12月24日から翌年1月6日まで)
 - ⑦ 春季休業日(3月21日から4月6日まで)
- 4 本校の教育課程は、学校教育法施行規則および高等学校学習指導要領に基づき定めるものとする。
- 5 単位の認定は、生徒の授業への出席状況および平素の学習成績により行うものとする。
- 6 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価して、学年末において認定する。
- 7 所定の全課程を修了した者について卒業を認定する。
- 8 転学または退学しようとするときは、その事由を記して保護者連署のうえ願い出て、許可を受ける。
- 9 病気その他やむをえない事由により2カ月以上欠席を要するときは、願い出により休学の許可を受ける。この休学の期間は1年以内とする。
- 10 外国の高等学校へ留学を志望するときは、願い出により留学の許可を受ける。この留学の期間は、原則として1年程度とする。
- 11 授業料および施設維持費は3期に分けて納付するものとする。
※納入期日(預金口座振替日)は次の通りとする。
 - 1期分 5月末日
 - 2期分 7月末日
 - 3期分 12月末日
- 12 授業料および施設維持費を期限内に納入しないときは、期限を付して督促するものとする。
また、督促をしてもなお授業料および施設維持費を納入しないときは、出校停止または除籍することができる。
- 13 生徒の休学が全学期におよぶときは、その授業料および施設維持費は徴収しない。
- 14 特別の事情があると認めたものには授業料および施設維持費を減免することができる。
- 15 既納の入学検定料および入学料はいかなる理由があっても返さない。
- 16 他の模範となる生徒を表彰することができる。
- 17 教育上必要があるとき、法令の定めに従い生徒に懲戒を加えることができる。
- 18 この学則施行上必要な細則は校長がこれを定める。